

教育民生常任委員会に付託された事件について、審査した結果を御報告いたします。

議案第 1 号 令和 6 年度岩国市一般会計補正予算（第 7 号）

議案第 6 号 令和 7 年度岩国市一般会計予算

以上 2 議案のうち、本委員会所管分は、慎重審査の結果、原案妥当と認め可決すべきものと決しました。

議案第 2 号 令和 6 年度岩国市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 4 号）

議案第 3 号 令和 6 年度岩国市国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）

議案第 4 号 令和 6 年度岩国市介護保険特別会計補正予算（第 4 号）

議案第 5 号 令和 6 年度岩国市病院事業会計補正予算（第 2 号）

議案第 8 号 令和 7 年度岩国市後期高齢者医療特別会計予算

議案第 9 号 令和 7 年度岩国市国民健康保険特別会計予算

議案第 10 号 令和 7 年度岩国市介護保険特別会計予算

議案第 18 号 令和 7 年度岩国市病院事業会計予算

議案第 40 号 岩国市いこいと学びの交流テラス運営基金条例

議案第 48 号 岩国市保育園条例の一部を改正する条例

議案第 49 号 岩国市へき地保育園条例の一部を改正する条例

議案第 50 号 岩国市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

議案第 51 号 岩国市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

議案第 52 号 岩国市診療所条例等の一部を改正する条例

議案第 68 号 岩国市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び岩国市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

議案第 69 号 岩国市国民健康保険条例の一部を改正する条例

以上 16 議案は、慎重審査の結果、原案妥当と認め可決すべきものと決しました。

それでは、審査の状況について、御報告いたします。

議案第6号 令和7年度岩国市一般会計予算のうち、本委員会所管分の審査におきまして、

民生費の児童福祉費の児童福祉支援費の保育園等業務ICT導入事業に関し、委員中から、事業目的について質疑があり、

当局から、「現在、大変アナログな状況で業務を行っている公立保育園等へICT機器を導入することによって、保護者と園のコミュニケーションを取りやすくして利便性を高める事業である。具体的には、保護者においてはスマホにアプリをインストールしていただくことで、登降園の自動管理をはじめ、24時間受付可能な欠席連絡、お知らせ文書の確認、アンケートの回答などができるようになる予定としており、保護者と園職員の双方にとって、利便性の向上や負担の軽減が図られることになる」との答弁がありました。

これを受けて、委員中から、「このたびのICTの導入により、現況届などの届出・申請書類のオンライン提出においても、データの活用による手続の簡素化は図れないか」との質疑があり、

当局から、「アプリ機能の汎用性については、今後、研究してまいりたい」との答弁がありました。

続いて、民生費の児童福祉費の児童福祉支援費の新規保育士等確保支援給付金支給事業に関し、

委員中から、「本事業は市内の民間保育施設等に新たに就職する常勤の保育士に対し、30万円を給付するとのことであるが、市内の民間保育施設から市内の別の民間保育施設に転職し、通算で3年以上勤務した場合は、給付対象となるか」との質疑があり、

当局から、「現時点では、同じ法人の施設間での異動である場合に限り、勤務の継続とみなすことを予定している」との答弁がありました。

これを受けて、委員中から、「運営主体が異なる法人間の転職の場合でも、市内において継続して勤務していることに変わりはないことから、給付金の支給による支援が必要ではないか」との質疑があり、

当局から、「新規事業なので、給付の詳細はこれから定めることになり、御指摘を踏まえ、改めて検討してまいりたい」との答弁がありました。

続いて、衛生費の保健衛生費の予防費の带状疱疹予防接種事業に関し、委員中から、事業内容について質疑があり、
当局から、「予防接種法に基づく定期接種として実施するものと、市の独自助成として実施するものがある。

定期接種の対象者は、年度年齢で65歳を迎える方と、60歳以上65歳未満でヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能の障害を有する方、65歳を超える方については、5年間の経過措置として70歳、75歳、80歳というように5歳ごとを対象としている。

また、市の独自助成として、定期接種より前に接種して安心して生活したいという方に向けて、実年齢で50歳、55歳、60歳の方を対象として助成することを考えている」との答弁がありました。

これを受けて、委員中から、対象者への通知や周知方法について質疑があり、
当局から、「通知について、定期接種の方へは、年度当初に個別にはがきを送付する予定としている。独自助成の方に対しては、50歳、55歳、60歳の年齢到達の翌月に案内を発送する方向で検討している。また、周知については、広報いわくにや市のホームページに掲載するほか、接種医療機関へのポスター掲示を予定している」との答弁がありました。

本議案のうち、本委員会所管分については、慎重審査の結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

議案第10号 令和7年度岩国市介護保険特別会計予算の審査におきまして、総務費の認定審査会費の介護認定審査会費の要介護認定DX化事業に関し、委員中から、本事業の内容について質疑があり、
当局から、「認定審査会のオンライン開催ができる環境整備のため、審査員にタブレットを交付し、審査資料がタブレット上で見られるようにするものである。これにより、移動の手間を省いて、審査員の負担を軽減しつつ、資料の作成や送付に要する時間の短縮化が図られ、申請者に認定結果をより早くお知らせすることができるようになる」との答弁がありました。

これを受けて、委員中から、要介護認定におけるDX化の今後の展望について質疑があり、

当局から、「今回は審査会に係る部分のDX化であるが、将来的には認定調査等についてもDX化を進めることで、データ処理による速やかな調査の実施によって、審査員の負担軽減とともに要介護認定に要する期間のさらなる短縮を図ってまいりたい」との答弁がありました。

次に、議案第52号 岩国市診療所条例等の一部を改正する条例の審査におきまして、討論において、一部委員から、「このたびの錦中央病院の診療所化の背景には、国が地域医療構想を踏まえて、病床数を減らし続けてきたことが上げられる。市においても、医師を懸命に確保しようとした努力は認めるが、医師が不足する前に今回の事態を想定し、しかるべき準備をすべきだったにもかかわらず、それができていないことから、本議案に反対する」との意見がありましたので、挙手により採決いたしました結果、賛成多数で可決すべきものと決しました。

なお、そのほかの案件につきましては、特に申し上げるべきことはございません。

以上で、教育民生常任委員会の審査報告を終わります。